

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁における調達・補助金等関係職員の人事管理等について
(通達)

標記について、調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職
替え等について(防人1第262号。14.1.17。以下「次官通達」という。
)別紙の第6項の規定により、下記のとおり定めたので通達する。
また、次官通達の趣旨について関係職員に周知徹底されたい。

記

- 1 防衛装備庁長官官房人事官(以下「人事官」という。)は、次官通達別紙の第
3項第1号の規定により、必要な名簿及び調査表を作成し、防衛省本省の大臣官
房長又は人事教育局長(以下「大臣官房長等」という。)に通知するものとする
。
- 2 人事官は、次官通達別紙の第3項第2号の規定により、必要な名簿及び調査表
を作成し、毎年5月15日までに、大臣官房長等に通知するものとする。
- 3 人事官は、毎年5月15日までに、別記様式により次の各号に掲げる名簿を作
成し、防衛装備庁長官官房監察監査・評価官(以下「監察監査・評価官」という

。)に通知するとともに、その写し(関係分に限る。)を防衛装備庁の内部部局の課長及びこれに準ずる官並びに防衛装備庁の施設等機関の長(以下「課長等」という。)に送付するものとする。

(1) 当該年度の4月1日現在において同一職務に3年以上在職する調達・補助金等関係職員の名簿

(2) 当該年度の途中において同一職務に3年以上在職することとなる調達・補助金等関係職員の名簿

4 監察監査・評価官は、会計監査の実施に際し、前項に規定する名簿を監査の資として、特に遺漏のないよう監査の実施に努めるものとする。

5 課長等は、同一職務に3年以上在職する職員について、特に遺漏のないよう指導監督等に努めるものとする。

別記様式

〇〇〇〇第〇〇号

〇〇. 〇〇. 〇〇

監察監査・評価官 殿

人 事 官

(表 題)

現官職 又は 現補職	級 又は 階級	氏 名	現在の 主要職務	現官職又は 現補職への 発令年月日	補職替え等が 困難な事情	備 考

写送付先：課長等（関係分に限る。）

備考：(1) 表題については「同一職務に3年以上在職する調達・補助金等関係職員の名簿（〇〇年4月1日現在）」又は「年度の途中において同一職務に3年以上在職することとなる調達・補助金等関係職員の名簿（〇〇年度）」とする。

(2) 該当する職員がない場合は、表中に「該当者なし」と記載する。

